

診療情報の提供に関する指針

I. 目的

患者本人等からの診療情報提供の求めに対し、手続きを円滑に進めるため、「個人情報の保護に関する法律」及び「診療情報の提供等に関する指針」等に基づき、小牧市民病院における診療情報の提供に関する必要な事項を定めるものである。

II. 提供する診療情報

提供する診療情報の範囲は診療録、手術・麻酔記録、看護記録、各種検査記録、画像等、患者の診察を目的として作成した記録とする。

ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等第三者が作成した文書及び第三者から得た情報は除く。

III. 診療情報の提供を申し出ることが出来る者（申請者）

診療情報の提供を申し出ることが出来る者（以下「申請者」という）は以下のとおりとする。

1. 患者本人
2. 法定代理人
3. 患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合や申出不可能な状態の場合、患者本人の配偶者・2親等までの血族及びこれに準ずる者
4. 患者本人から同意を得た患者本人の配偶者・2親等までの血族及びこれに準ずる者
5. 患者が死亡されている場合、患者本人の配偶者・子・父母・兄弟姉妹及びこれに準ずる者
6. その他（弁護士、警察や検察等、他の法令等の規定により開示が定められているもの）

IV. 診療記録の提供方法

診療記録の提供は、職員立ち会いの下に診療記録の閲覧または写し（電磁的記録を出力したものも含む）によって行う。

V. 診療情報の提供に必要な費用

診療情報などの複写等に要する経費については、実費を申請者が負担するものとする。

VI. 診療情報等の不開示について

以下の場合に該当するとき、診療情報の開示、診療情報の提供の全部あるいは一部を拒むことが出来る。この場合、医療の質・安全管理室での審議を経て、院長の決裁をもって不開示とする。

1. 患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
2. 患者本人が生前または診療中に不開示の意志を表明しているとき。
3. 第三者の利益を害する恐れがあるとき。
4. その他開示を不適当とする事由があると病院長が認めるとき。

VII.その他

診療情報に関する手続きのうち詳細については、別途定めることとする。

初版作成 2019年4月1日

改訂第1版 2025年12月1日